

令和6年5月1日
四国中央市

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、民間企業や公的機関等で活躍した経験・資格を持ち、その培った豊かな経験を活かし、市行政の課題解決及び変革への対応、組織活性化に貢献できる即戦力としての人材を市職員として公募するため、次の職種及び試験区分について行います。また、第1次試験はテストセンター方式により、全国の会場で受験できます。

この実施要綱は、(前期B日程)採用試験のものです。各職種(上級)、各職種(中級)及び各職種(初級)については、別途公表する(前期A日程、後期C日程又は後期D日程)四国中央市職員採用試験実施要綱をご確認ください。前期B日程又は後期C日程採用試験のいずれか1つについてのみ受験できます。

職 種	試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務職	上級	5人程度	市役所又は出先機関に勤務し、一般事務等に従事する。
技術職（土木）	上級	3人程度	市役所又は出先機関に勤務し、技術的業務その他一般事務に従事する。
	中級	若干人	
技術職（建築）	上級	若干人	
保育士/ 幼稚園教諭	中級	若干人	保育園、幼稚園、認定こども園又は児童福祉施設等に勤務し、保育業務、幼児教育業務その他一般事務に従事する。
学芸員(埋蔵文化財)	上級	若干人	埋蔵文化財に係る発掘調査、遺物の整理、報告書の刊行、普及業務その他一般事務に従事する。
消防職	上級	若干人	消防業務及び救急救命業務に従事する。
	中級	若干人	
情報技術職	上級	若干人	市役所又は出先機関に勤務し、情報システムの構築及び運用管理その他一般事務に従事する。
	中級	若干人	
福祉職(社会福祉士/精神保健福祉士)	上級	若干人	市役所又は出先機関に勤務し、介護又は福祉業務その他一般事務に従事する。
保健師	上級	若干人	市役所又は出先機関に勤務し、保健師業務その他一般事務に従事する。
看護師	中級	若干人	市役所又は出先機関に勤務し、看護師又は福祉業務その他一般事務に従事する。

2. 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第 16 条の欠格条項のいずれにも該当しない者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 四国中央市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次に該当する者

職 種	試験区分	学 歴 資 格 等
一般事務職	上級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による 4 年制大学（大学院）を卒業し、令和 7 年 3 月末までに、民間企業等における職務経験が通算 3 年以上ある者
技術職（土木）	上級	昭和 50 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による 4 年制大学（大学院）を卒業し、令和 7 年 3 月末までに、土木事業（計画、設計、積算、施工管理等）に関する職務経験が通算 3 年以上ある者
	中級	昭和 50 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門学校）を卒業し、令和 7 年 3 月末までに、土木事業（計画、設計、積算、施工管理等）に関する職務経験が通算 3 年以上ある者（学校教育法による 4 年制大学を卒業した者及び令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの者を除く。）
技術職（建築）	上級	昭和 50 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、1 級建築士の資格を有し、かつ、令和 7 年 3 月末までに、建築事業に関する職務経験が通算 3 年以上ある者
保育士/ 幼稚園教諭	中級	昭和 50 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、保育士（保育士登録済のもの）及び幼稚園教諭の両方の資格を有し、かつ、令和 7 年 3 月末までに、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の担任として、保育所、幼稚園又は認定こども園等における職務経験（パートタイム勤務の期間を除く。）が通算 3 年以上ある者
学芸員（埋蔵文化財）	上級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、令和 7 年 3 月末までに、学芸員として考古学（埋蔵文化財）に関する職務経験が通算 3 年以上ある者
消防職	上級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による 4 年制大学（大学院）を卒業し、令和 7 年 3 月末までに、消防本部（愛媛県内の組織を除く。）において、消防吏員として職務経験が通算 3 年以上ある者

	中級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門学校）を卒業し、令和 7 年 3 月末までに、消防本部（愛媛県内の組織を除く。）において、消防吏員として職務経験が通算 3 年以上ある者（学校教育法による 4 年制大学を卒業した者及び令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの者を除く。）
技術職（情報技術職）	上級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による 4 年制大学（大学院）を卒業し、令和 7 年 3 月末までに、情報処理システムの構築及び運用管理に関する職務経験が通算 3 年以上ある者
	中級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門学校）を卒業し、令和 7 年 3 月末までに、情報処理システムの構築及び運用管理に関する職務経験が通算 3 年以上ある者（学校教育法による 4 年制大学を卒業した者及び令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの者を除く。）
福祉職（社会福祉士／精神保健福祉士）	上級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、かつ、令和 7 年 3 月末までに、社会福祉士又は精神保健福祉士としての職務経験が通算 3 年以上ある者
保健師	上級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、保健師の資格を有し、かつ、令和 7 年 3 月末までに、保健師として職務経験が通算 3 年以上ある者
看護師	中級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、看護師の資格を有し、かつ、令和 7 年 3 月末までに、看護師として職務経験が通算 3 年以上ある者

※注 職務経験について

- ① 職務経験には、会社員、公務員、自営業者等として一事業所においておおむね週 30 時間以上の勤務時間で 6 月以上継続して就業していた期間が該当します。
- ② 複数の実務経験がある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみ通算できます。また、雇用契約等の期間が 6 月未満であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、引き続き同一の職務に継続して従事した場合において合算して 6 月となる場合は、その期間を通算することができます。
- ③ 休暇、休業、退職等のため、連続して 1 月以上職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、実務経験に通算できません。
- ④ 実務経験は、月単位で算定します。期間が 1 月未満の月については、15 日以上は 1 月とし、14 日以下は切り捨てることとします。
- ⑤ 試験合格決定後、実務経験年数を確認するため、証明書を提出していただきます（証明書が取得できない場合は、不採用になりますので注意してください。）。

3. 試験日・試験場所及び合格発表

区分	試験日	場所	合格発表
第1次試験	令和6年6月29日(土)から7月12日(金)まで ※上記期限内で希望する1日	全国約350カ所以上のテストセンター	令和6年7月下旬に可否の通知をするとともに、市役所掲示場に合格者の受験番号を公告します。
第2次試験	令和6年8月下旬頃の予定（詳細は、第1次試験合格者に通知します。）		

※注1 第1次試験は、テストセンター方式により、全国の試験会場でコンピューターを使い、受験者が希望する会場・日時で受験できます（この実施要綱による申込書の提出の外に、[5. 受験手続]による事前予約が必要です。）。また、利用可能な会場については、次のURL（<https://cbt-s.com/testcenter/>）をご確認ください。

※注2 第2次試験の日は、別途指定します。

4. 採用試験の方法

(1) 第1次試験

ア. エントリーシート審査

申込時に提出されたエントリーシートにより、審査を行います。

イ. 教養試験（テストセンター方式）※注 公務員試験対策は不要の試験です。

基礎能力について、コンピューターを使用し試験を行います。事務能力試験はありません。

(2) 第2次試験（詳細は、第1次試験合格者にお知らせします。）

ア. 性格検査（WEB方式にてあらかじめ受けていただきます。）

イ. PRシート作成（第2次試験までに提出していただきます）

ウ. 面接試験（全試験区分／個人面接試験）

エ. ケース記述試験（全試験区分）

与えられた状況設定（ケース）に対して、問題解決力、文章による表現力等についての筆記試験を行います。

5. 受験手続

(1) 採用試験実施要綱の請求

令和6年5月1日（水）から四国中央市役所総務部人事課（市役所5階。以下「人事課」という。）及び各市民窓口センター受付でお渡しします。また、**四国中央市公式ホームページからのダウンロードも可能**です。

(2) 申込手続

インターネットによる申込みとします。申込手順は事前登録と本登録の2段階方式です。詳細については、別紙【前期各日程】四国中央市職員採用試験インターネット申込利用案内をご確認ください。

(3) 第1次試験の受験日時の予約

提出された職員採用試験申込書に記載のメールアドレス（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、「city.shikokuchuo.ehime.jp」、「cbt-s.com」のドメイン

から送付されるメールを受信できるように設定してください。)へ四国中央市総務部人事課 (renraku@cbt-s.com) より受験案内メールが届きます。メールに記載されたログインIDとパスワードを確認し、予約サイトから試験会場、受験時間の選択等を行い、予約を完了してください。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行っていませんので、大切に保管してください。令和6年6月28日(金)までに受験案内のメールが届かない場合は、必ず人事課に問合せください。

受験予約完了後、業務委託業者 (help@cbt-s.com) より受験予約完了のメールが配信されます。また、受験予約や第1次試験の実施について不明な点がある場合は業務委託業者へ問合せください。

※注 一度行った受験予約は、選択した受験日の前日午後2時以降は変更できません。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできませんのでご注意ください。記載の試験日以外の代替日を設ける予定はありませんので、予約の際は日程に余裕をもって行ってください。

6. 受付期間

令和6年5月8日(水)10時00分から6月7日(金)23時59分まで

7. 合格・採用

第1次試験では、所定の基準を超えていない場合は、不合格となります。また、第1次試験受験者全員に、試験の可否、本人の得点及び合格基準点を通知します。

なお、この試験の最終合格者は、令和7年4月1日付けで四国中央市職員として採用されることとなりますが、次の事項に該当する場合には合格を取り消します。

- (1) 申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合
- (2) 所定の期日までに必要な職務経験に達していない場合(証明書が取得できない場合を含む。)
- (3) 採用までに市職員採用内定者として不適切又は欠格条項に該当する事実が判明した場合

8. 給 与

給与は、四国中央市職員の給与に関する条例等の規定により支給され、該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

令和6年4月1日現在の初任給は、上級(大学卒)196,200円、中級(短期大学、専門学校等卒)179,100円を基準として、職歴等に応じて一定の調整加算があります。

9. その他(問合せ/請求/照会)

受験手続その他不明な点は人事課に問合せください。また、本試験に関して内容の変更や追加等のお知らせがある場合は、下記ホームページに随時掲載しますので、受験前に必ずご確認ください。

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL 0896-28-6004 (人事課研修厚生係)

ホームページ

URL: <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/life/6/28/119/>

Eメールアドレス: kensyu@city.shikokuchuo.ehime.jp